

介護老人保健施設 ふれ愛の里  
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（主旨）

第1条 社会福祉法人豊生会が開設する介護老人保健施設ふれ愛の里通所リハビリテーション事業所（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めるものとする。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めるものとする。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めるものとする。
- 6 当事業所は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称、所在地等）

第4条 当事業所の名称、所在地等は次のとおりとする。

- （1）事業所名 ふれ愛の里通所リハビリテーション事業所
- （2）開設年月日 平成10年9月1日
- （3）所在地 秋田県秋田市豊岩小山字中山216番地27
- （4）電話番号 018-888-8201  
FAX番号 018-888-8205
- （5）管理者名 寺田 俊夫
- （6）介護保険指定番号 介護老人保健施設（0550180129号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種及び員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 管理者                | 1人   |
| (2) 医師                 | 1人以上 |
| (3) 介護職員               | 3人以上 |
| (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1人以上 |
| (5) 栄養士又は管理栄養士         | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 年末年始の休業日を除く、毎週月曜日から土曜日までを営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時15分から午後4時15分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員数は、10人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施し、食事を提供し、並びに居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、重要事項説明書の「利用料金一覧表」に記載の加算項目を実施する。

(利用料その他の費用の額)

第10条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に基づく負担額並びに食費及び居住費の額とする。

- 2 利用者が介護保険給付外の希望するサービスの提供を受けたときは、その他の費用として、別紙重要事項説明書に記載した利用料の支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、秋田市とする。

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第14条 当事業所の利用に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事とすること。
- (2) 事業所内の設備、備品等の使用は、本来の用法に従って使用すること。
- (3) 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限とすること。
- (4) 金銭・貴重品は、利用者の責任において管理すること。

(事業所内の禁止行為)

第15条 利用者及び従業者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 飲酒をすること。
- (2) 火気を用いたり、喫煙すること。
- (3) 営利行為、宗教活動又は政治活動をすること。
- (4) ペットを持ち込むこと。
- (5) 他の利用者の迷惑となる行為をすること。

(非常災害対策)

第16条 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 当事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
  - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第18条 当事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 2 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
  - 4 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。

(職員の質の確保)

- 第19条 当事業所従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

- 第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を実施する。
    - (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う。
    - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対応等に関する手順」に沿った対応を行う。

(守秘義務)

- 第21条 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 当事業所は、退職者などが正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らさないよう必要な措置を講じる。
  - 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを利用するための市町村、居宅介護支援事業者及び介護保険事業者への情報提供又はは適切な在宅医療のための医療機関等への医療情報の提供については、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、当施設従業者の勤務体制、協力病院、利用料の額、苦情処理の対応、プライバシーポリシーを掲示する。
- 2 当事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和6年3月1日から施行する。